

★オランダ人提訴、仲裁裁判案、運動のあり方について

— 新美隆弁護士の報告から —

2月22日、日本キリスト教会館で行われた戦後補償ネットワーク懇談会では、上杉聰氏から2月7日の責任者処罰を求める告訴・告発不受理の件の報告と今後の展望、新美隆弁護士からは1月25日のオランダ人元捕虜・「慰安婦」の提訴や責任者処罰に関連しての若干の法理論上の問題と、仲裁裁判所の提案に関する話があり、活発な討論が行われた。今回は、新美隆弁護士の話のポイントを紹介する。(文責=編集部)

●オランダ人提訴に関連して

オランダ人の提訴が「慰安婦」問題についての参考になるのは、オランダの第2次大戦後の戦争犯罪法廷(パタビア軍事法廷)が「慰安婦」事件を戦争犯罪として裁いたということだが、それができたのは当時オランダが売春強制を戦争犯罪とするという法律をもっていたから。国際法上戦争犯罪は個人が負うべきという議論は第1次大戦後のベルサイユ条約から出てきたが、その流れを受けた国際法委員会が30数項目にわたって細かい戦争犯罪のリストを作り、このリストを明確に取り入れたのがオランダの植民地法。オランダ国内ではなく、たまたま植民地法ということでスムーズに取り入れることができたのだが、その戦争犯罪の項目の中に、強姦とか売春強制という非常に明白な基準があった。1946～8年の段階で「慰安婦」問題を戦争犯罪として裁いたのは、最近よく取り上げる醜業条約や強制労働条約ではなく、もっとストレートな戦争犯罪規範を根拠としていた。そして、オランダの国内法による戦争犯罪人の処罰が日本の国際上の受諾(サ条約11条)などを通じて国際法の戦争犯罪の概念の中に取りこまれたのではないか。その意味で、原告の一人として「慰安婦」が入ったこの裁判は、戦争犯罪の内容を豊富にすることができるのではないか。また、この裁判は、国際法を賠償・補償要求の一つの根拠に据える裁判で、はたして国際法を根拠として国内裁判所にどういう主張ができるかという疑問を問う場が一つ与えられたという感じがしている。

●責任者処罰について

この間の責任者処罰問題については、理論的な問題として、国内法と国際法の区別・違いということが、改めて問題提起として突きつけられているのではないか。A級戦犯が未だに国内では合法的に扱われている問題(恩給などで)や韓国・朝鮮人B・C級戦犯の問題を考えてみても、国際法と国内法の相克・関係を突き詰めてこなかったのではないか。ある時には国際法と国内法の違いを論じて、ある時には国際法の国内的な効力を主張するという非常に政治的な振り分け方がずっとまかり通ってきてしまっている。

●仲裁裁判について

仲裁裁判の案(もともとは昨年12月の韓国での「慰安婦」問題を巡るシンポジウム